

消防だより

令和3年6月号

令和3年消防フェアの延期について

令和3年5月15日(土)に開催を予定していた「消防フェア」は、新型コロナウイルスの感染が蔓延している状況を鑑み、延期することとなりました。新しい日程が決まり次第改めて広報いたします。

新型コロナに負けない! 願いを込めたこいのぼり掲揚

こどもの日を含む5月1日～5月6日の期間、消防本部においてこいのぼりの掲揚を行いました。例年消防フェアに併せて掲揚していましたが、新型コロナウイルスの蔓延により消防フェアも延期を余儀なくされ、こいのぼりも活躍の場を失っていました。そんな中、島の子どもたちに少しでも笑顔を届けられるよう上記の日程でこいのぼりの掲揚を行い、期間中は感染対策を十分に取しながら、たくさんの親子連れが見学を行いました。



指令センター COMMAND CENTER

沖縄県消防指令センターとは?

これまでは、各消防本部がそれぞれの管轄内における119番通報を受理し、消防隊や救急隊へ出動指令を出し、災害事案の対応を行っていました。

消防救急デジタル無線の整備とあわせて、沖縄県内の14消防本部と消防署の無い12の離島町村が共同して高機能消防指令センターの整備を行い、指令センター機能を一元化することで、①位置情報通知システムによる出動指令から現場到着までの時間の短縮②各消防本部の消防隊の活動状況を指令センターで一括して把握することにより、大規模災害時等の他市町村への応援を迅速化③消防本部の無い離島町村からの通報を指令センターで受け付け、Eメール指令機能を使って役場、消防団、診療所等への連絡を一括して行うことで、迅速に対応することが可能となりました。



【119番通報の方法】

119番通報の方法はこれまでと変わりありません。

ただし、消防指令センターでは複数の市町村からの119番通報を受け付けますので、119番通報時に住所を告げる際は、**久米島町を含めてお伝えください。**



消防用設備等の点検報告のお願い

防火対象物の所有者等（所有者・管理者・占有者）は、消防用設備を設置した場合、定期的に点検を行い、消防署へ報告する義務があることはご存じでしょうか。

★点検対象施設とは：150㎡以上の店舗、全ての飲食店、ホテル、共同住宅等

当本部では、点検報告の向上を推進するため、建物の規模により、資格がなくても、比較的点検の容易な消火器と誘導標識について、点検から報告書作成までを補助するウェブアプリをホームページ上に掲載致しました。この機会に、ご自身で点検報告をしてみませんか。

消防用設備点検アプリURL

<http://www.town.kumejima.okinawa.jp/docs/2021020200018/>



※住宅用火災警報器の交換の目安は **10年** です。定期的に作動の確認をしましょう。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いいたします。

※火事・救急・救助は119番へお願いいたします。



4月
出動状況

・救 急 …………… 34件 (152件)
・火 災 …………… 2件 (4件)
・救 助 …………… 1件 (1件)

・風水害 …………… 0件 (0件)
・捜 索 …………… 1件 (1件)
・その他 …………… 0件 (10件)

()は、令和3年累計

合計………… 38件 (168件)